

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年6月29日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都シニアベンチャークラブ連合会

(2) 代表者の氏名

栗田 昂

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区中堂寺南町134番地 京都高度技術研究所

(4) 定款に記載された目的

この法人は、会員が蓄積してきた専門技術、専門知識、社会経験を、地域の産業や経済や教育そして健康などへ幅広く活用するとともに、高齢者の社会参加を促すことによって、京都地域をはじめ広く社会に貢献することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年6月12日

(文化市民局地域自治推進室)